**虐待に関する倫理綱領**

1. **【差別の撤廃】**

 私たち職員は、利用者の人権擁護に努め、利用者一人ひとりをあるがままに受容し、国籍、出身、出自、性別、年齢、信仰する宗教、文化的背景、社会経済的地位、障害や疾病の状態、性的指向、その他いかなる理由によっても差別をしません。

1. **【自己決定と個人の尊重】**

私たち職員は、利用者一人ひとりの個性を理解し、利用者自身の選択と決定を尊重しながら、一人ひとりの利用者の自己実現と自立的な生活の実現をめざすとともに、施設利用にあたって本人の尊厳や利益が損なわれないよう、利用者主体の支援を行います。

1. **【平等な立場】**

私たち職員は、利用者の人格や行動を、情緒豊かに受容し、内面理解を通じて共感し合い、常に当事者意識を忘れずに、精神的な自立や意欲の向上を促しながら、人として平等な立場で支援します。

1. **【社会参加の支援】**

私たち職員は、利用者一人ひとりの市民としての権利を守るとともに、地域の中で、地域社会の成員としての役割を担いつつ、自立的で豊かな生活を送ることができるよう、地域社会を共有の財産として活用しながら、利用者の社会参加の支援と地域福祉の向上に努めます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**特定非営利活動法人スマイルパートナー**